

# 一般財団法人日本生物科学研究所 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本生物科学研究所（以下、「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

2. 当法人は、従たる事務所を理事会の議決により必要と認めた地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、生物科学特に動物の生理及び病理についての研究調査を行うとともに、それらを応用した動物用医薬品等の研究を行い、学術の振興及び畜産の発達並びに公衆衛生の進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生物科学特に動物の生理及び病理についての研究及び調査
- (2) 動物用医薬品等の研究
- (3) 検査及び病性鑑定
- (4) 動物の生理及び病理に関する研究者の養成
- (5) 講演会及び学術集会の主催・後援
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(財 産)

第 5 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 社団法人日本生物科学研究所から承継した財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場

合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表の附属明細書
- (6) その他、法令で定められた事項

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第9条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 4 章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を、報酬として支払うことができる。

2. 前項の報酬の他、評議員には費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。
3. 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その都度評議員会において選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に拘らず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定めた事項

3. 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行うものとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員会への報告を要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。他に1名の所長、4名以内の常務理事を置くことができる。

3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事には前項の所長及び常務理事を充てる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、所長、常務理事、代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4. 理事の選任にあたっては、理事及びその親族等である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法

人の業務を執行する。

3. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬は、評議員会の決議によって定める。

(損害賠償責任の免除)

第30条 当法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2. 当法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、所長、常務理事、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。
3. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事長又は招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、所長、常務理事の順で理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第91条第2項の規定による報告について適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第 8 章 常任理事会

(常任理事会)

第39条 常任理事会は、理事長が主宰する。

2. 常任理事会は、理事長、所長、常務理事及びあらかじめ理事長が指名した理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事会で決議した事項の運営実施等につき協議する。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、本定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に拘らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 当法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

最初の理事 上田 進 布谷鉄夫 岩田 晃 吉村巖雄  
小林恒夫 笹川千尋 佐々木伸雄 草薙公一

最初の代表理事 上田 進

最初の業務執行理事 草薙公一 布谷鉄夫 岩田 晃 吉村巖雄  
小林恒夫 笹川千尋 佐々木伸雄

最初の監事 真板敬三 小坂善三

4. 当法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井土俊郎 高橋英司 小川博之 小野憲一郎 明石博臣

5. 改正施行

平成26年	4月 1日	第1回改正
平成26年	5月30日	第2回改正
平成29年	4月 1日	第3回改正
平成30年	4月 1日	第4回改正
令和 3年	6月22日	第5回改正